

令和2年2月29日

保護者の皆様

旭川市教育委員会
教育長 黒 蕨 真 一

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための
小中学校の臨時休業期間の延長について

日頃から、本市教育行政の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保護者の皆様の御協力のもと、令和2年2月27日から令和2年3月4日まで、市立小中学校を臨時休業とされているところですが、この度、全国すべての小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を春休みまで臨時休業とするとの国の要請により、北海道教育委員会から、臨時休業期間を学年末の休業日前日（修了式の日）まで延長することが要請されました。

また、道内では感染者がさらに増加し、昨日、北海道知事が「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を出すなど、感染拡大を防ぐための更なる取組が必要な状況となっています。

こうした緊急の状況を踏まえ、本市では、集団による感染拡大を防止し、子ども達の健康を守るため徹底した対策を講じるため、北海道教育委員会の要請に基づき、次のとおり、市立小中学校の臨時休業期間を延長することといたしました。

保護者の皆様には、多大なる御負担をおかけすることとなりますが、子ども達の健康と安全を第一に考え国全体で取り組むこの度の措置に対し、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

<臨時休業を延長する期間>

令和2年3月5日（木）から令和2年3月25日（水）まで

保護者の皆様へお願い

- 休業期間中は、不要不急の外出は控えるよう御協力ください。
- 休業期間中、お子様の体調管理と健康観察をお願いいたします。発熱等の風邪の症状がある場合は必要に応じて医療機関を受診してください。
- 早寝早起き等の規則正しい生活やバランスのとれた食事など、お子様の免疫力が高まるような生活について御配慮ください。
- ご家庭でも引き続き、手洗いや咳エチケット等の励行による感染症予防に努めてください。
- お子様の学習や生活に関すること等、学校はご家庭と連携して対応してまいりますので、御協力をお願いいたします。
- 卒業式等の学校行事の取扱いなど詳細については、別途学校からお知らせします。